

【評価に係る留意事項】

- ・ 1の選考基準について、「不適格」と付した委員があるときは、審査・運営評価委員会で協議し、候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とすること。
- ・ 4の③④⑤⑥を除く審査項目のうち一つでも評価を「1」と付した委員があるとき、又は4の⑥の審査項目に評価を「△2」と付した委員があるときは、審査・運営委員会で協議し、総合得点にかかわらず候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・ 4の④について、評価が「△3」、「△4」となった応募者については、指導又は処分内容・改善予定を確認の上、審査・運営委員会で協議し、候補者として選定することができないと判断した場合は、失格とする。
- ・ 利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設の料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行うこと。

1 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況（選定基準4④）

- 0：過去3年以内に行政指導等を受けていない場合
- △1：過去3年以内に行政指導（軽易なもの）を受けたが、改善されている場合
- △2：過去3年以内に行政指導（重要なもの）を受けたが、改善されている場合
- △3：過去1年以上前3年以内に行政処分を受けている場合、又は過去3年以内に行政指導を受けており改善されていない場合
- △4：過去1年以内に行政処分を受けている場合

2 法人等の社会的責任の状況（選定基準4⑤）

(1) 障がい者雇用の状況

- 常用労働者数43.5人以上の法人等の場合（障がい者雇用の義務がある法人等）
 - 0：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が0の場合、
 - △1：「障害者雇用状況報告書」の雇用不足数が1以上の場合
- 常用労働者数43.5人未満の法人等の場合（障がい者雇用の義務がない法人等）
 - 1：障がい者を雇用している場合
 - 0：障がい者を雇用していない場合

(2) 男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。

- 1：企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
- 0：企業認定されていない、又は取得予定はない（取得に向けて担当課へ相談等を行っていない）。

(3) ISO14001又はTEAS I種規格等の認証登録事業者であるか。

- 2：ISO14001、TEAS I種認証登録事業者である又はKES共同機関による同種の認証を受けている事業者
- 1：TEAS II種認証登録事業者、KES共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか又は指定管理期間開始まで登録予定である。
- 0：認証登録事業者でない

(4) あいサポート企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）

- 1：企業認定されている、又は指定管理期間開始までに認定予定である（取得に向けて担当課へ相談等を行っている）。
- 0：企業認定されていない、又は取得予定はない（取得に向けて担当課へ相談等を行っていない）。

3 管理運営実績評価（選定基準4⑥）

- 2：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が2の場合
- 1：不適正な事案はなく、適正に管理運営が行われており、審査・運営評価委員会による管理運営状況についての評価結果が1の場合
- 0：不適切事案はなく、適正に管理運営が行われた場合
- 軽微な不適切事案があったが、その後改善され、概ね適正に管理運営が行われた場合
- △1：軽微な不適切事案があり、それが繰り返されるなど、改善が充分ではなかった場合
- 不適切事案があったが、県への報告が行われ、速やかに改善された場合
- △2：不適切事案があったが、県への報告を故意に行わなかった、速やかに改善されなかったなど、事後の対応にも不備があった場合

(不適切事案の例)

- ・ 会計事務処理の証拠書類を紛失した
- ・ 利用料計算に誤りがあり、過度の過徴収又は徴収漏れがあった
- ・ 施設管理の不備により、利用者に被害を与えた など

(軽微な不適切事案の例)

- ・ 県の検査確認後、他の書類で確認できる範囲で会計事務処理の証拠書類を紛失等した
- ・ 帳簿類への記載漏れ、利用料計算の些少の誤りがあった
- ・ 施設管理の不備により、利用者の利便を損なった など

4 管理運営実績評価（選定基準5①）

(1) ネーミングライツにかかる提案があるか（既にネーミングライツを導入している施設の場合）

0：提案がない

2：既存の命名権者を活用した取組の提案があるか

4：既存の命名権者を活用した取組の優れた提案があるか

5 県委託料額の多寡（選定基準3③）

評価1の「評価できない」は、県提示額を超える場合・・・失格

評価方法

応募額に応じて評価2～5の4段階に区分（県提示額と最低応募額の差を基に）

県提示額1,000千円、最低応募額800千円の場合

県提示額と最低応募額の差（1,000 - 800） = 200千円

200千円 ÷ 4 = 50千円

5	4	3	2	1
800～849	850～899	900～949	950～1,000	県提示額超 (1,001以上)

各応募金額が互いに近接しているにも関わらず、大きな点数差となる場合は、評価方法に関わらず、随時、審査委員会において、評価方法を見直すなど、柔軟に対応する。

(別紙)

委員名		施設名	
(審査意見)			